

帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人ら（夫婦）のうち、原発事故後に避難先で新たな仕事を始め、収入を得ている夫について、避難先における就労が従前と同等の内容を有するものではないとして、原発事故後の収入を控除せずに請求のあった平成26年3月までの就労不能損害が算定された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下、「本件」という。）につき、申立人X1及び申立人X2（以下、「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙第3項ないし第5項については、同項記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないこととする。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目（別紙第3項ないし第5項については、同項記載の期間に限る。）についての和解金として金2017万8509円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（但し、別紙第3項ないし第5項については、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年9月18日

（仲介委員 土井隆）

別紙				
番号	損害項目	摘要	金額	期間
1	中間指針第四次追補 第2・1項 I)①に係る 精神的損害	申立人 X 1分	7,000,000円	
		申立人 X 2分	7,000,000円	
2	高額家財(仏壇)		3,448,000円	
3	一時立入費用		100,000円	自 平成25年6月1日 至 平成26年3月末日
4	生活費増加費用	食費等増加額	119,877円	
		交通費増加額	51,546円	
		雑貨購入費用	2,540円	
		タイヤ代	68,000円	
		ガス・水道料金増加額	86,013円	
		クリーニング代	1,407円	
		灯油代	54,396円	
5	就労不能損害	申立人 X 1分	1,285,200円	自 平成25年6月1日 至 平成26年3月末日
		申立人 X 2分	961,530円	
	合計額		20,178,509円	